

第32号議案

府中市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市介護保険条例の一部を改正する条例

府中市介護保険条例（平成12年3月府中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「27,400円」を「22,200円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、前項中「22,200円」とあるのは、「32,500円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、第2項中「22,200円」とあるのは、「46,200円」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第12条第2項から第4項までの規定及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。この場合において、同日から同年4月30日までの間における改正後の第12条第2項の規定の適用については、同項中「令和元年度及び令和2年度」とあるのは、「平成31年度及び平成32年度」とする。

（経過措置）

2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。